

# NO.93 年金受給者だよりに関するQ&A

令和 2 年 1 月

地方職員共済組合



# 目 次

## 1 源泉徴収票等について

### (1) 源泉徴収票の送付および再発行について

- 問 1 源泉徴収票が届かないのですが、なぜですか。…………… 1
- 問 2 障害・遺族給付については、源泉徴収票は発行されないということですが、確定申告に使用するため、年金から控除された社会保険料額の証明をいただけないでしょうか。…………… 1
- 問 3 「源泉徴収票」を紛失してしまいましたが、再発行できますか。…………… 1

### (2) 源泉徴収票の見方について

- 問 4 源泉徴収票の見方について教えてください。…………… 2

### (3) 源泉徴収票の表示額について

- 問 5 源泉徴収票の「法第 203 条の 3 第 1 号(第 2 号、第 3 号、第 4 号)適用分」はどのように区分されているのでしょうか。…………… 4
- 問 6 令和元年の源泉徴収税額を算定する際の具体的な計算式を教えてください。…………… 6
- 問 7 私の「源泉徴収票」は、「法第 203 条の 3」の「第 1 号適用分」と「第 3 号適用分」の両方に金額が表示されていますが、なぜですか（生年月日が昭和 28 年 12 月 2 日～昭和 29 年 10 月 1 日の方が対象）。…………… 11
- 問 8 「源泉徴収票」に記載されている源泉徴収税額が昨年より増えているのは、なぜですか。…………… 11
- 問 9 実際の 1 年分の振込金額の合計額と、「源泉徴収票」に表示されている「支払金額」が一致しません。なぜですか。…………… 12

### (4) 源泉徴収票の記載項目について

- 問 10 源泉徴収票にマイナンバー（個人番号）は表示されないのでしょうか。…………… 12
- 問 11 源泉徴収票に「社会保険料の金額」の欄がありますが、社会保険料とは具体的に何ですか。…………… 13
- 問 12 「個人住民税」が年金から特別徴収されていますが、「源泉徴収票」に記載がありません。なぜですか。…………… 13

### (5) その他について

- 問 13 公的年金等の収入が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得が 20 万円以下の場合、確定申告が不要と聞きましたが、手続きは不要なのでしょうか。…………… 13

## **2 在職支給停止について**

問 14 再就職先より 12 月に賞与の支給がありましたが、この額が年金の一部支給停止額に反映するのはいつになるのでしょうか。…………… 14

## **3 税制改正に伴う税率変更と申告書の提出について**

問 15 確定申告をするつもりで、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出していませんが、2 月の支払から年金の支給額が増えたのはなぜですか。…………… 14

## 1 源泉徴収票等について

### (1) 源泉徴収票の送付および再発行について

問1 源泉徴収票が届かないのですが、なぜですか。

答

年金が全額支給停止されている退職・老齢給付については、源泉徴収票は発行されません。

また、障害・遺族給付については、非課税となっていますので、源泉徴収票は発行されません。

問2 障害・遺族給付については、源泉徴収票は発行されないということですが、確定申告に使用するため、年金から控除された社会保険料額の証明をいただけないでしょうか。

答

社会保険料額の証明（社会保険料納付証明）が必要な場合は、お住まいの市区町村の社会保険（介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療）担当課にお問い合わせください。

問3 「源泉徴収票」を紛失してしまいましたが、再発行できますか。

答

再発行いたしますので、本部（給付課支給係 TEL 03-3261-9846）までお電話またはお手紙で請求してください。

(2) 源泉徴収票の見方について

問4 源泉徴収票の見方について教えてください。

答

以下のとおりとなります。

みほん 令和1年分 公的年金等の源泉徴収票

支 受 け 払 る 者	住所又は 居 所	102-0000 東京都 千代田区 000 00-00										
	氏 名	フリガナ	ネギノ タロウ			年金証書記号番号	85940000000000					
		年 金 太 郎			生 年 月 日	明	大	昭	平	年	月	日
							*			24	12	5
<b>(1)</b> 区 分		支 払 金 額			源 泉 徴 収 税 額							
所得税法第203条の3第1号適用分		円			円							
所得税法第203条の3第2号適用分		<b>(2)</b>			<b>(3)</b>							
所得税法第203条の3第3号適用分												
所得税法第203条の3第4号適用分												
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の 扶養親族の数	障害者の数		非居住で ある親族 の数	社会保険料の金額	
特別障害者	その他の障害者	障害者	重障害者	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	円	円
	<b>(4)</b>			<b>(5)</b>		<b>(6)</b>	<b>(6)</b>	<b>(7)</b>	<b>(8)</b>		<b>(9)</b>	
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族				
(フリガナ)		区分	<b>(11)</b>	(フリガナ)		区分	<b>(11)</b>	(フリガナ)		区分	<b>(11)</b>	
氏名	<b>(10)</b>			氏名	<b>(10)</b>			氏名	<b>(10)</b>			
(摘要)	<b>(12)</b>	2		(フリガナ)		区分		(フリガナ)		区分		
氏名				氏名				氏名				
支 払 者	法 人 番 号	2700150001147										
	所 在 地	東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル										
	名 称	地万職員共済組合				電 話 番 号	03-3261-9846					

(1) 「区分」欄

問5を参照のこと

(2) 「支払金額」欄

令和元年中に支払われた年金の合計額(※)を記載

※所得税等や社会保険料が差引かれる前の金額

(3) 「源泉徴収税額」欄

令和元年中に年金から源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額の合計額を記載

(4) 「本人」欄

該当する場合に「\*」を記載

(5) 「源泉控除対象配偶者の有無等」欄

・「一般」欄

源泉控除対象配偶者（老人控除対象配偶者を除きます。）がいる場合には「\*」を記載

・「老人」欄

老人控除対象配偶者（源泉控除対象配偶者のうち、70歳以上の配偶者で令和元年中の所得見積額が38万円以下の方）がいる場合には「\*」を記載

(6) 「控除対象扶養親族の数」欄

・「特定」欄

19歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合には「人数」を記載

・「老人」欄

70歳以上の扶養親族がいる場合には「人数」を記載

・「その他」欄

特定、老人以外の扶養親族がいる場合には「人数」を記載

(7) 「16歳未満の扶養親族の数」欄

該当する方の「人数」を記載

扶養控除の対象外であるが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用される

(8) 「障害者の数」欄

・「特別」欄

線の右側には、生計を同じくする配偶者や扶養親族が特別障害者である場合の「人数」を、線の左側には、そのうち同居を常としている方の「人数」を記載

・「その他」欄

生計を同じくする配偶者や扶養親族が特別障害者以外の障害者である場合の「人数」を記載

(9) 「社会保険料の金額」欄

お住まいの市区町村からの徴収依頼に基づき年金から控除された「介護保険料」および「後期高齢者医療保険料」（または「国民健康保険料（国民健康保険税）」）の年間徴収額を記載

(10) 「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」および「16歳未満の扶養親族」欄

源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族および16歳未満の扶養親族の氏名を漢字で記載（フリガナは記載していません。）

(11) 「区分」欄

非居住者（日本国内に住所を有さず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない方）は「○」を記載

(12) 「摘要」欄

3人目以降の（控除対象・16歳未満）扶養親族がいる場合には、氏名を漢字で2人分まで記載

### (3) 源泉徴収票の表示額について

問5 源泉徴収票の「法第203条の3第1号(第2号、第3号、第4号)適用分」はどのように区分されているのでしょうか。

答

以下の表のとおり区分され、区分毎に源泉徴収税額の計算式が異なります（具体的な計算式は問6を参照してください。）。

①	②	③	④	適用
支給年金額	扶養親族等 申告書	年金受給権 発生時期	老齢基礎年金	
課税対象額 以上	提出	一元化前	受給無し	第1号
			受給有り	第2号
		一元化後	受給の有無 に関係無し	第3号
	未提出			第4号
課税対象額 未満				第4号

1 所得税法第 203 条の 3 第 1 号適用者

平成 31 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出された方のうち、平成 27 年 10 月の被用者年金制度一元化前に受給権が発生している方で老齢基礎年金の受給をしていない方(令和元年中に 65 歳を迎える前に一元化前に退職共済年金としてお支払いした分の金額を記載しています。)

2 所得税法第 203 条の 3 第 2 号適用者

平成 31 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出された方のうち、65 歳以上で平成 27 年 10 月の被用者年金制度一元化前に受給権が発生した本来支給の退職共済年金および老齢基礎年金の受給をしている方(65 歳未満で平成 27 年 10 月の被用者年金制度一元化前に受給権が発生した繰上げ支給の退職共済年金および老齢基礎年金の受給をしている方も含みます。)

3 所得税法第 203 条の 3 第 3 号適用者

平成 31 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出された方のうち、平成 27 年 10 月の被用者年金制度一元化後に受給権が発生した老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)ならびに退職年金(年金払い退職給付)の受給をしている方

4 所得税法第 203 条の 3 第 4 号適用者

平成 31 年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出されなかった方、または、年間の年金支給額が課税対象額以下で扶養親族等申告書の提出を要しない方

問6 令和元年の源泉徴収税額を算定する際の具体的な計算式を教えてください。

答

以下のとおりとなります。

1 扶養親族等申告書の提出があった方

年金支給額から、ご自身の基礎的控除や扶養控除等を控除し、その額に所得税率の5%を乗じ(×0.05)、さらに復興特別所得税の2.1%を上乗せします(×1.021)。

2 扶養親族等申告書の提出がない方

年金支給額に、7.6575%を乗じます(×0.076575)。

(参考) 計算式

1 扶養親族等申告書の提出があった方

(1) 平成27年10月の被用者年金制度一元化前に受給権が発生している方で老齢基礎年金を受給していない方(所得税法第203条の3第1号適用)

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{各支給期の年金支給額} - \text{控除額}(\ast)) \times 5\% \times 102.1\%$$

$$\ast \text{ 控除額} = (\text{基礎的控除額} + \text{人的控除額}) \times \text{支給月数}$$

例：各支給期の年金支給額(2ヶ月分) 282,553円

源泉控除対象配偶者(70歳未満)有りの場合

[控除額の計算]

$$\text{基礎的控除額} = 282,553 \text{円} \div 2 \text{月} \times 25\% + 65,000 \text{円} = 100,320 \text{円}$$

$$\text{人的控除額} = 32,500 \text{円}$$

$$\text{控除額} = (100,320 \text{円} + 32,500 \text{円}) \times 2 \text{月} = 265,640 \text{円}$$

[源泉徴収税額の計算]

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税額} &= (282,553 \text{円} - 265,640 \text{円}) \times 5\% \times 102.1\% \\ &= \underline{\underline{863 \text{円} (2 \text{ヶ月分})}} \end{aligned}$$

(2) 65歳以上で、平成27年10月の被用者年金制度一元化前に受給権が発生した本来支給の退職共済年金および老齢基礎年金を受給している方

(所得税法第203条の3第2号適用)

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{各支給期の年金支給額} - [\text{控除額}(\ast 1) - (47,500 \text{円}(\ast 2) \times \text{支給月数})] \} \times 5\% \times 102.1\%$$

$$\ast 1 \text{ 控除額} = (\text{基礎的控除額} + \text{人的控除額}) \times \text{支給月数}$$

$\ast 2$  47,500円は、老齢基礎年金が発生している者に係る控除調整額

(所得税法施行令第319条の6第1項)

例：各支給期の年金支給額（2ヶ月分）282,553円

源泉控除対象配偶者（70歳以上の老人控除対象配偶者）有りの場合

[控除額の計算]

$$\text{基礎的控除額} = 282,553 \text{円} \div 2 \text{月} \times 25\% + 65,000 \text{円} = 100,320 \text{円}$$

ただし、135,000円未満のため135,000円

$$\text{人的控除額} = 40,000 \text{円}$$

$$\text{控除額} = (135,000 \text{円} + 40,000 \text{円}) \times 2 \text{月} = 350,000 \text{円}$$

[源泉徴収税額の計算]

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税額} &= \{ 282,553 \text{円} - [350,000 \text{円} - (47,500 \text{円} \times 2 \text{月})] \} \\ &\quad \times 5\% \times 102.1\% = \underline{\underline{1,406 \text{円} (2 \text{ヶ月分})}} \end{aligned}$$

(3) 平成27年10月の被用者年金制度一元化後に受給権が発生している方

(所得税法第203条の3第3号適用)

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{各支給期の年金支給額} - [\text{控除額}(\ast 3) - (47,500 \text{円}(\ast 4) \times \text{支給月数})] \} \times 5\% \times 102.1\%$$

$$\ast 3 \text{ 控除額} = (\text{基礎的控除額} + \text{人的控除額}) \times \text{支給月数}$$

$\ast 4$  47,500円は、老齢基礎年金が発生している者に係る控除調整額ですので、特別支給の老齢厚生年金は対象外となります。

(所得税法施行令第319条の6第2項)

例：65歳以上で各支給期の年金支給額（2ヶ月分）282,553円

源泉控除対象配偶者（70歳未満）有りの場合

[控除額の計算]

$$\text{基礎的控除額} = 282,553 \text{円} \div 2 \text{月} \times 25\% + 65,000 \text{円} = 100,320 \text{円}$$

ただし、135,000円未満のため135,000円

$$\text{人的控除額} = 32,500 \text{円}$$

$$\text{控除額} = (135,000 \text{円} + 32,500 \text{円}) \times 2 \text{月} = 335,000 \text{円}$$

[源泉徴収税額の計算]

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税額} &= \{282,553 \text{円} - [335,000 \text{円} - (47,500 \text{円} \times 2 \text{月})]\} \\ &\quad \times 5\% \times 102.1\% = \underline{\underline{2,172 \text{円} (2 \text{ヶ月分})}} \end{aligned}$$

## 2 扶養親族等申告書の提出がない方（所得税法第203条の3第4号適用）

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税額} &= \{ \text{各支給期の年金支給額} - (\text{各支給期の年金支給額} \times 25\%) \} \\ &\quad \times 10\% \times 102.1\% \\ &= \text{各支給期の年金支給額} \times 7.6575\% \end{aligned}$$

例：各支給期の年金支給額（2ヶ月分）282,553円

[控除額の計算]

控除額なし

[源泉徴収税額の計算]

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税額} &= \{282,553 \text{円} - (282,553 \text{円} \times 25\%)\} \times 10\% \times 102.1\% \\ &= 282,553 \text{円} \times 7.6575\% = \underline{\underline{21,636 \text{円} (2 \text{ヶ月分})}} \end{aligned}$$

(参考) 基礎的控除額および人的控除額

○ 基礎的控除額

受給者の年齢	控 除 額
65 歳未満	年金支給額の月割額×25%+65,000 円 (90,000 円未満の場合は 90,000 円)
65 歳以上	年金支給額の月割額×25%+65,000 円 (135,000 円未満の場合は 135,000 円)

○ 人的控除額

区 分	内 容		控除額
本 人	障害者	普通障害者	22,500 円
		特別障害者	35,000 円
	寡婦・寡夫	寡婦および寡夫	22,500 円
		特別の寡婦	30,000 円
本人以外	源泉控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	32,500 円
		老人控除対象配偶者 (70 歳以上で所得見積額が 38 万円以下の方)	40,000 円
	控除対象扶養親族 (1 人につき)	一般扶養親族 (16 歳以上)	32,500 円
		特定扶養親族 (19 歳以上 23 歳未満)	52,500 円
		老人扶養親族 (70 歳以上)	40,000 円
	障害者 (※) (1 人につき)	普通障害者	22,500 円
		特別障害者 (同居)	62,500 円
特別障害者 (別居)		35,000 円	

※ 平成 23 年度から 16 歳未満の扶養親族に対する扶養控除は廃止されましたが、障害者に該当する場合は、障害者控除が適用されます。

(参考)

○ 源泉控除対象配偶者、扶養親族等の範囲(令和元年分)

① 源泉控除対象配偶者	<p>受給者（令和元年中の所得の見積額が900万円以下の方に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色事業専従者（以下「青色事業専従者等」といいます。）を除きます。）で、令和元年中の所得の見積額が85万円以下の方</p> <p>(注) 主な所得の計算方法は、次のとおりです。</p> <p>ア 公的年金等の場合……収入金額-公的年金等控除額（＊）</p> <p>＊ 公的年金等控除額は、年齢と受け取る年金額に応じて異なります。（例 65歳未満で年金額が130万円の場合は70万円、65歳以上で年金額が330万円未満の場合は120万円）</p> <p>イ 給与の場合……収入金額-給与所得控除額（＊）</p> <p>＊ 給与所得控除額は、給与の収入金額に応じて異なります。（例 給与収入が180万円以下の場合は給与収入×40%の金額（ただし、計算の結果、65万円に満たない場合は、65万円））</p>
② 老人控除対象配偶者	①の源泉控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の方（昭和25年1月1日以前に生まれた方）で、令和元年中の所得の見積額が38万円以下の方（収入基準は、①源泉控除対象配偶者欄の(注)と同じです。）
③ 扶 養 親 族	受給者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者等を除きます。）、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和元年中の所得の見積額が38万円以下の方（収入基準は、①の源泉控除対象配偶者欄の(注)と同じです。）
④ 控除対象扶養親族	③の扶養親族のうち年齢16歳以上の方（平成16年1月1日以前に生まれた方）
⑤ 特 定 扶 養 親 族	④の控除対象扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の方（平成9年1月2日から平成13年1月1日までの間に生まれた方）
⑥ 老 人 扶 養 親 族	④の控除対象扶養親族のうち年齢70歳以上の方（昭和25年1月1日以前に生まれた方）
⑦ 障 害 者 (特別障害者)	<p>受給者本人又は受給者本人と生計を同じくする配偶者（令和元年中の所得の見積額が38万円以下で、青色事業専従者等を除きます。）や扶養親族で、次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方……これにあたる方は、すべて特別障害者になります。</p> <p>イ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された方……このうち、重度の知的障害者と判定された方は、特別障害者になります。</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方……このうち、障害等級が1級の方は、特別障害者になります。</p> <p>エ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている方……このうち、障害の程度が1級又は2級の方は、特別障害者になります。</p> <p>オ 戦傷病者手帳の交付を受けている方……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの方は、特別障害者になります。</p> <p>カ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方……これに当たる方は、すべて特別障害者になります。</p> <p>キ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方……これに当たる方は、すべて特別障害者になります。</p> <p>ク 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の方（昭和30年1月1日以前に生まれた方）で、町村長や福祉事務所長からア、イ又はエに準ずる障害があると認定されている方……このうち、ア、イ又はエの特別障害者と同程度の障害がある方は、特別障害者になります。</p>
⑧ 同居特別障害者	⑦の障害者（特別障害者）のうち特別障害者に該当する方で、受給者、その配偶者又は受給者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方
⑨ 寡 婦 控 除	<p>受給者本人で、次に掲げる方</p> <p>イ 次のいずれかに該当する方で、扶養親族又は生計を一にする子（他の方の控除対象となる配偶者又は扶養親族とされていたり、令和元年中の所得の見積額が38万円を超える子は除きます。）がある方。 (イ)夫と死別した後、婚姻していない方、(ロ)夫と離婚した後、婚姻していない方、 (ハ)夫の生死が明らかでない方</p> <p>ロ 上記イに掲げる方のほか、次のいずれかに該当する方で、令和元年中の所得の見積額が500万円以下の方 (イ)夫と死別した後、婚姻していない方、(ロ)夫の生死が明らかでない方</p>
⑩ 特 別 寡 婦 控 除	⑨の寡婦控除のうち、扶養親族である子を有し、かつ、令和元年中の所得の見積額が500万円以下の方
⑪ 寡 夫 控 除	<p>受給者本人で、次に掲げる方のうち、⑨の寡婦控除のイの生計を一にする子があり、かつ、令和元年中の所得の見積額が500万円以下の方</p> <p>(イ)妻と死別した後、婚姻していない方、(ロ)妻と離婚した後、婚姻していない方、 (ハ)妻の生死が明らかでない方</p>

(注1) 「令和元年中の年間所得」の「見積額」には、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などは含まれません。

(注2) 控除対象となる配偶者または控除対象扶養親族が年の途中で亡くなられた場合でも、その年は所得控除が受けられます。

(注3) 年の途中で申告内容に変更が生じた場合は、その年の確定申告で所得税を精算してください。

問7 私の「源泉徴収票」は、「法第 203 条の 3」の「第 1 号適用分」と「第 3 号適用分」の両方に金額が表示されていますが、なぜですか（生年月日が昭和 28 年 12 月 2 日～昭和 29 年 10 月 1 日の方が対象）。

答

「法第 203 条の 3 第 1 号適用分」欄には令和元年中に 65 歳を迎える前に退職共済年金としてお支払いした分の金額を表示し、「法第 203 条の 3 第 3 号適用分」欄には、65 歳を迎えたことによる老齢厚生年金等としてお支払いした分の金額を表示しています。

なお、平成 31 年分の扶養親族等申告書を提出された方に限ります。

(問 5 参照)

<65 歳前の年金について>

- ・平成 27 年 10 月の被用者年金制度一元化前に受給権が発生した退職共済年金
- ・老齢基礎年金の受給権なし

→「法第 203 条の 3 第 1 号適用分」

<65 歳以後の年金について>

- ・平成 27 年 10 月の被用者年金制度一元化後に受給権が発生した老齢厚生年金および退職共済年金（経過的職域加算額）ならびに退職年金（年金払い退職給付）

→「法第 203 条の 3 第 3 号適用分」

問8 「源泉徴収票」に記載されている源泉徴収税額が昨年より増えているのは、なぜですか。

答

源泉徴収税額が増額する理由としては、次のケースが考えられます。

- 1 平成 30 年分の扶養親族等申告書は提出していたが、平成 31 年分の扶養親族等申告書が未提出であったことから、源泉徴収税額が年金支給額の 7.6575%で計算されたため
- 2 平成 30 年分と比べ、扶養親族等申告書により申告した扶養者数が減ったことから、源泉徴収税額算定のうえで人的控除額が変更となったため
- 3 平成 30 年分と比べ、年金額が増額したため

問9 実際の1年分の振込金額の合計額と、「源泉徴収票」に表示されている「支払金額」が一致しません。なぜですか。

答

支払金額が一致しない理由としては、次のケースが考えられます。

- 1 平成30年以前に支給されるはずの年金が、令和元年中に支給された場合
- 2 平成30年以前の年金支給額に対応する過払金を令和元年中に年金控除等により返還した場合
- 3 源泉徴収票の支払金額は、税引き後の額（保険料控除後の額）と勘違いしている場合

上記1、2の場合は、対応する年ごとに支払金額を計算して「源泉徴収票」を発行することとされています。

このため、令和元年にこのようなケースに該当した方は、令和元年中に実際にお支払いした年金支給額と「源泉徴収票」に表示している「支払金額」には相違が生じることとなります。

なお、上記に該当された方には、平成30年以前分の「源泉徴収票」を別途送付しておりますので、ご確認ください。

#### （4）源泉徴収票の記載項目について

問10 源泉徴収票にマイナンバー（個人番号）は表示されないのでしょうか。

答

受給者の方に送付する源泉徴収票には、マイナンバー（個人番号）は表示されません。

なお、平成28年分以降の確定申告（所得税および復興特別所得税や贈与税の申告書の提出）の際には「12桁のマイナンバー（個人番号）の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要となります。

所得税等の申告手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

問 11 源泉徴収票に「社会保険料の金額」の欄がありますが、社会保険料とは具体的に何ですか。

答

各支給期に、市区町村からの徴収依頼に基づき控除された「介護保険料」、「後期高齢者医療保険料」および「国民健康保険料」の年間徴収額を表示しています。内訳等について知りたい方は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

問 12 「個人住民税」が年金から特別徴収されていますが、「源泉徴収票」に記載がありません。なぜですか。

答

「源泉徴収票」は所得税法上の書類であるため、「個人住民税（地方税）」は記載されません。

#### （5）その他について

問 13 公的年金等の収入が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得が 20 万円以下の場合、確定申告が不要と聞きましたが、手続きは不要なのでしょうか。

答

所得税法上では、その年の公的年金等の収入が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が 20 万円以下の方は、確定申告が不要とされています（所得税法第 121 条）。

しかし、住宅ローンや医療費など具体的にお受けになりたい各種控除がある場合は、確定申告が必要です。

- ・一定額以上の医療費の支払いがある
- ・生命保険料・地震保険料等の支払いがある
- ・年金控除以外の社会保険料の支払いがある
- ・扶養親族等申告書に記載漏れや誤りがあった
- ・年の途中で扶養親族が増えた
- ・住宅ローン控除を受ける

等の各種控除等を受けられる場合は、税務署で確定申告を行っていただく必要があります。確定申告の手続きについては最寄りの税務署に、住民税の申告についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

※ 確定申告の時期：令和2年2月17日（月）から3月16日（月）まで

## 2 在職支給停止について

問 14 再就職先より12月に賞与の支給がありました。この額が年金の一部支給停止額に反映するのはいつになるのでしょうか。

答

令和2年2月支給期となります。

在職中の年金の支給停止額は、再就職先の事業主から届出があった「標準報酬月額」と直近1年間の「標準賞与額」に基づき算定することとなります。

ただし、令和2年2月支給期の算定時に、令和元年12月に支給された賞与（標準賞与額）に係る日本年金機構等から共済組合に対する情報提供が遅れた場合は、平成30年12月に支給された賞与（標準賞与額）の額を直近1年間の標準賞与額の範囲として、年金の支給停止額を仮算定し、予定どおり令和2年2月支給期の年金額に一旦、反映します。その後、令和元年12月に支給された賞与（標準賞与額）が共済組合に情報提供された後、令和2年4月支給期以降に差額分を調整することとなります。

## 3 税制改正に伴う税率変更と申告書の提出について

問 15 確定申告をするつもりで、毎年、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出していませんが、2月の支払から年金の支給額が増えたのはなぜですか。

答

税制改正により所得税率が変更されたためです。

税制改正に伴い、令和2年分以降の扶養親族等申告書については、提出されなかった場合でも、年金の金額から所得税率は公的年金等控除および基礎控除後の金額に5.105%の税率で源泉徴収することとなりました。

これまで申告書を提出されていない方は一律 7.6575%の税率で源泉徴収されていましたが、年金額が変わらなくても税率が変更となることにより、令和2年分の年金支払から源泉徴収される所得税額が減額される場合があります。